

第10回大空町農業委員会総会議事録

令和3年4月19日 第10回大空町農業委員会総会は、大空町女満別研修会館大会議室に招集された。

1. 委員の出欠状況

(1) 出席者

2番 上田英樹	4番 佐藤廣治	5番 斎藤宏幸
6番 森賀祐司	7番 伊藤博幸	8番 長尾照幸
9番 渡邊恵二	10番 福田重幸	11番 真鍋剛
12番 増子昭雄	13番 福田英信	14番 原本勝広
15番 遠藤哲也	16番 石原せつえ	17番 佐野一義
18番 渡辺誠	19番 高橋敬義	20番 佐久間仁
21番 仲西政克	22番 岡本シゲ子	23番 丹羽真治
24番 石田正俊		

(2) 欠席者

1番 小川一浩	3番 森英章
---------	--------

2. 職員等の出欠状況

事務局長 井上透	主幹 石川大樹	主事 見延洸太
主事補 河面玲央		

第10回大空町農業委員会総会議事録

午後2時00分

井上局長	<p>ご案内の時間がまいりましたので、ただ今から大空町農業委員会第10回総会をはじめたいと思います。</p> <p>会議日程2 大空町農業委員会憲章の朗読につきまして、新型コロナウイルス感染症対策の観点から割愛させていただきますので、ご了承をお願いいたします。</p>
井上局長	<p>次に、石田会長よりご挨拶申し上げます。</p>
石田会長	<p>皆さんこんにちは。</p> <p>本日は委員の皆様におかれましては、春耕期を迎えお忙しい中、第10回農業委員会総会に出席まことにありがとうございます。</p> <p>4月に入りまして、雪の積もる日もございましたが、長芋の掘り取り、春小麦の播種等は昨年と比べまして1週間程度早く始まり、作業は順調に進んでいると思われます。</p> <p>しかし13日、16日、17日に強風に見舞われまして、畑によっては土がかなり飛ばされてしまい、春小麦などでは種が出てしまった畑もあると聞いております。また、その時の風におきまして倉庫等のシャッター・ビニールハウス等の被害があったと聞いております。被害があった方にはこの場をお借りましてお見舞いを申し上げたいと思います。</p> <p>昨日におきましては、お昼頃に少し強い雨が降りましたが、期待する量には程遠い量でありましたけれどもまた晩に少し降りまして、今朝が一番降ったんじゃないかと思われますが、大体3ミリ程度私どものところでは降っており、一息つけたのではないかと思いますけれども、今後また雨が少なそうで風の害がありそうでありまして、そここのところは心配しておるところでございます。またこれからビート・馬鈴薯などの植え付けも始まりまして忙しくなりますけれども、お怪我・事故等の無いよう気を付けてください。</p> <p>簡単ではございますが、開会の挨拶といたします。</p> <p>この際、活動状況報告を行います。</p> <p>事務局長。</p>
井上局長	<p>3月26日開催の第9回総会後の活動状況報告を、お手元に配布の資料により説明いたします。</p> <p>(活動状況報告説明)</p>

石田会長	<p>ただ今より第10回農業委員会総会を開催いたします。 (午後2時4分)</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。 諸般の報告をいたさせます。 事務局長。</p>
井上局長	<p>ただいまの出席委員は、22名であります。 小川委員、森委員から欠席の旨の連絡がありました。 「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。 本総会に提出された案件は、議案第1号から議案第5号までの合計11件であります。 以上でございます。</p>
石田会長	<p>議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、15番遠藤哲也委員、18番渡辺誠委員を指名いたします。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。 石川主幹。</p>
石川主幹	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり、農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和3年4月19日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p>【議案第1号所有権移転関係1番朗読】 この件につきましては、譲受人の規模拡大に伴う新規案件となります。図面については、1ページに掲載をしております。 農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第3地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>

委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより所有権移転関係 1 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 1 号所有権移転関係 1 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 1 番について、提案理由の説明を求めます。 石川主幹。</p>
石川主幹	<p>【議案第 1 号利用権設定関係 1 番朗読】 この件につきましては、すでに賃貸借を行っている農地について、 金額を見直し、再設定を行うものであります。そのため、図面を省略 しております。 農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確 認しておりますので、ご審議願います。 以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第 1 地区委員長より補足説明があればお願いしま す。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形 態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係 1 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>

石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号利用権設定関係1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係2番について、提案理由の説明を求めます。 石川主幹。
石川主幹	【議案第1号利用権設定関係2番朗読】 この件につきましては、新規案件となります。図面については2ページに掲載をしております。農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。以上です。
石田会長	この件について、第2地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係2番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号利用権設定関係2番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係3番について、提案理由の説明を求めます。 石川主幹。

石川主幹	<p>【議案第1号利用権設定関係3番朗読】</p> <p>この件につきましては、経営移譲に伴う使用貸借の権利の設定案件となります。そのため、図面を省略しております。</p> <p>農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われます。以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係3番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第1号利用権設定関係3番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>所有権移譲関係1番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>石川主幹。</p>
石川主幹	<p>議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」次のとおり農地法（昭和27年法律第229号）第5条の規定に基づき農地の転用許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和3年4月19日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p>【議案第2号所有権移譲関係1番朗読】</p> <p>この件につきましては、当該地に譲受人の新規施設整備を行いたい</p>

	<p>との農地転用の申請があったものです。第4地区農業委員さんにより、4月10日に現地確認をしており、既存施設の隣接地であるため、転用はやむを得ないという判断をいただいております。図面については、3・4ページに掲載しております。</p> <p>農地法第5条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第4地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては4月10日に第4地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。結果については、事務局の説明のとおりであり、転用はやむを得ないものと判断しております。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより所有権移転関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号所有権移転関係1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第3号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。</p> <p>利用権設定関係1番及び2番について、借主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。石川主幹。</p>
石川主幹	<p>議案第3号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の予定について」農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第15条第4項の規定により、下記のとおり大空町長に対し、農用地利用集積計画を定めるよう要請することについて審議を求める。令和3年4月19日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p>

	<p>【議案第3号利用権設定関係1番及び2番朗読】</p> <p>1番から2番については、すでに賃貸借を行っていた既存農地につきまして、新規法人設立に伴って、改めて新たに利用権設定を行うものでございます。そのため、図面を省略しております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め28.6haです。以上です。</p>
石田会長	これより利用権設定関係1番及び2番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第3号利用権設定関係1番及び2番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第4号「土地の現況証明願いについて」を議題とします。</p> <p>1番について、提案理由の説明を求めます。石川主幹。</p>
石川主幹	<p>議案第4号「土地の現況証明願いについて」土地の現況証明に関する規定に基づき、下記のとおり申請書の提出があったので、その適否について審議を求める。令和3年4月19日提出 大空町農業委員会 会長 石田正俊。</p>
	<p>【議案第4号1番朗読】</p> <p>この件については、4月5日に第3地区の農業委員さんに現地調査していただいております。農地採草放牧地以外であることを確認いただいております。図面につきましては、5ページに掲載してございますのでご参照願います。</p>
石田会長	この件について、第3地区委員長より補足説明があればお願いします。

委員長	<p>当案件につきましては、4月5日に第3地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。結果については、事務局の説明のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第4号1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第4号2番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>石川主幹。</p>
石川主幹	<p>【議案第4号2番朗読】</p> <p>この件については、4月5日に第3地区の農業委員に現地調査していただいております。農地採草放牧地以外であることを確認いただいております。図面につきましては、6ページに掲載してございますのでご参照願います。</p>
石田会長	<p>この件について、第3地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、4月5日に第3地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。結果については、事務局の説明のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより2番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p>

委員	<p>これより議案第4号2番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第4号3番について、提案理由の説明を求めます。 石川主幹。</p>
石川主幹	<p>【議案第4号3番朗読】</p> <p>この件については、4月10日に第4地区の農業委員に現地調査していただいております。農地採草放牧地以外であることを確認いただいております。図面につきましては、7ページに掲載してございますのでご参照願います。</p>
石田会長	<p>この件について、第4地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、4月10日に第3地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。結果については、事務局の説明のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより3番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第4号3番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第5号「下限面積(別段の面積)の設定について」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 井上局長。</p>

井上局長	<p>議案第5号「下限面積（別段の面積）の設定について」平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を下限の面積として設定できることとなった。</p> <p>また、「農業委員会の適正な事務実施について」（20経営第5791号平成21年1月23日付農林水産省経営局長通知）が、平成22年12月22日付で一部改正され、農業委員会は、毎年、下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性について審議することとなっていることから、今年度の下限面積（別段の面積）について、次のとおり設定したいので審議を求める。令和3年4月19日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p>【議案第5号朗読】 以上です。</p>
石田会長	これより議案第5号について質疑に入ります。
〇〇委員	議長。
石田会長	〇〇委員。
〇〇委員	<p>今の下限面積の設定のことなんですけれども、例えば数字でいくと、大空町の場合は40%以上、2ha未満の者はいないので別段の面積は設定しないということなんですけれども、例えば、新規就農目指して新規就農したいといった場合に、まずあっせんに関われないということで、そういう場合どういう方法を取っていったらいいのかわからない。3条で相対でまず面積を確保してあっせんを受けられる状態になるのか、スタートする時にどのような方法があるのか、ちょっとお聞きしたいです。ちょっとわかりづらいです。</p>
石田会長	新規就農で2ha以下で就農出来ないのかっていう話しですよ。
〇〇委員	<p>例えば園芸野菜とかそういうのでスタートしたいってなった時に、伝手がなくて土地、農業委員会借りたいんだってなった時に、2haないと駄目なんですよね。2ha耕作している者でないとあっせんにはかけられないと。</p>

井上局長	そうですね、法律上は3条許可する時の取得後の面積が2ha以上なければならないとなっているので、そこは2ha最低限ということになりますのであっせんできないということです。
〇〇委員	3条ではできない？
井上局長	3条でやる許可を出す時に取得後が2ha必要だということです。そういうことになっているのであっせんできないということになります。
〇〇委員	わかりました。 ただその、これから新規就農というのがもし出てきた時に、土地を確保したいという時にどんな方法があるのかなと思ってちょっとお聞きしてみたのですが、難しいですね。
石田会長	ちょっと難しい案件ですよ、北海道、大規模の絡みでいきますと
〇〇委員	わかりました。 何かいい方法があったら。
石田会長	すみません、ちょっと調べて回答できればと思いますのでよろしく お願いします。 他に何かありませんか。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案5号について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に報告第1号「専決事項の報告について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。石川主幹。
石川主幹	報告第1号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則 (平成20年農業委員会規則第1号)第18条の規定により、会長専

	<p>決事項で処理した案件について次のとおり報告する。令和3年4月19日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p>【報告第1号朗読】 以上でございます。</p>
石田会長	この件について何かご意見ございませんか。
委員	(なしの声)
石田会長	次に報告第2号「大空町農業委員会事務局職員の任免について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。 井上局長。
井上局長	報告第2号「大空町農業委員会事務局職員の任免について」大空町農業委員会事務局規程第3条の規定により次のとおり事務局職員を任免したので報告する。令和3年4月19日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。
	【報告第2号朗読】
石田会長	この件について何かご意見ございませんか。
委員	(なしの声)
石田会長	以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。 これで総会を閉じます。 ご苦労様でした。
	(午後2時41分)